

2020年3月31日

NEDO事業を契約されている事業者の皆様へ

国立研究開発法人エネルギー・産業技術総合開発機構
(NEDO)

約款の一部改正のお知らせ

事業者の皆様には、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。
います。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりました。2020年度におきましても制度改善に伴う事務手続きの変更等を実施するため、2020年4月1日から約款の一部を改正及び適用させていただくことになります。つきましては、改正後の業務委託契約約款・共同研究契約約款（一般用、大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款のご確認をお願いいたします。各種約款の最新版は当機構ホームページ（<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>）から入手することができます。また、主な改正の内容は別紙をご参照ください。

事業者の皆様には、約款の改正趣旨等をご理解、ご了承いただき、事業を遂行いただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これら約款の改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございません。

*本件に関するお問い合わせは、

各事業担当部、若しくは、リスク管理統括部（E-mail: helpdesk@ml.nedo.go.jp・
TEL:044-520-5130）までお願いいたします。

約款の主な改正内容について

1. 甲が支払うべき額の確定通知に関する改定

※新規・継続

委託業務完了時等の額の確定通知について、位置づけを明確化するため関連する条文を改定します。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(実績報告書等の提出)

第13条 乙は、委託業務の完了の日（第37条、第38条又は第39条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日の翌日から起算して30日以内）又は委託期間の終了日のいずれか早い日までに、様式第5による委託業務実績報告書（以下「~~実績報告書~~」という。）1通を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、毎年3月31日（以下「年度末基準日」という。）までに、様式第5により、当該事業年度において完了した委託業務の委託業務中間実績報告書1通を甲に提出しなければならない。

(検査及び報告の徴収)

第14条 甲は、前条に規定する委託業務実績報告書又は委託業務中間実績報告書（以下、併せて「実績報告書等」という。）を受領したときは、実績報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。

- 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査
- 二 その他甲が必要と認めた検査

3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

- 一 実績報告書等に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性
- 二 実施計画書と実績報告書等の内容の整合性
- 三 プラントの建設状況、機械装置等の製作状況及びこれらの運転、操作状況
- 四 第6条に掲げる帳簿、書類
- 五 その他甲が委託業務に関して必要と認める事項

4～9 (略)

(甲が支払うべき額の確定)

第15条 甲は、前条第1項の検査の結果（第4条第4項に基づく代表委託先からの報告を含む。）、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認め、委託業務が完了又は委託期間が終了している場合には、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額を甲が支払うべき額として確定し、乙に対して通知する。

2 (略)

(履行遅延金)

第42条 乙は、乙の責に帰すべき事由により実績報告書等又は中間年報若しくは成果報告書をそれぞれの提出期日に遅延して提出したときは、それぞれの期日の翌日から履行の日までの日数に契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、履行遅延金を免除することができる。

2. 民法改正に伴う利率の改定

※新規・継続

民法改正により、債権に係る利息の法定利率が現行の「5%」から「3%」へ変更され、今後3年ごとに見直しとなることから、関連する条文を改定します。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(支払遅延利息)

第18条 甲は、約定期間内に確定額を乙に支払わないときは、未払金額に対して約定期間満了の日の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5%の割合により計算民法第404条に定める法定利率で算出した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

※他、「年5%」となっている条項を同様に修正します。

3. 賠償責任に関する改定

※新規

委託事業の実施等により、事業者が万一第三者に損害を与えた場合、賠償責任に関する求償について規定します。

(対象契約約款) 全契約約款

※実証事業委託契約約款は2019年8月改訂済み

<参考：業務委託契約約款>

(賠償責任)

第45条 甲は、乙の委託業務の実施又は取得財産に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに又は第三者に与えた損害について、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の損害賠償の責を負わない。

2 甲が前項に規定する第三者から損害賠償請求を受け、裁判所の判決等の合理的な理由に基づきこれを賠償したときは、甲は、乙に対し、その損害のうち甲の故意又は重大な過失による部分を除き、当該賠償金額を求償することができる。

4. 裁判管轄に関する改定

※新規・継続

知的財産権に関する訴訟については管轄裁判所が定められていることから、第47条に追記します。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(裁判管轄)

第47条 本契約に関する訴えは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、法令に専属管轄の定めがある場合にはこの限りでない。

5. プロジェクトマネジメントシステム導入に伴う条文の改定

※新規・継続

NEDOプロジェクトマネジメントシステムの導入により、一部様式の押印が不要となることから、第48条を一部改定します。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(諸手続の委任)

第48条 乙は、甲に事前に通知することなく、本契約に規定する様式(~~様式第4—2及び~~様式第19を除く。)による報告、届出及び申請等を、実施計画書に定める業務管理者又はその上長に委任することができる。

2 (略)

6. 調査委託費積算基準に関する改定

※新規

調査委託契約ではこれまで健保等級等による労務費の計上のみ認めておりましたが、「調査委託費積算基準」を一部改定し、委託先が大学・国研等となる場合は、人件費を実費で計上できるようにします。

(対象契約約款) 調査委託契約約款

7. 知的財産権の移転等に関する改定

※新規

委託先の子会社または親会社に知的財産権を移転等する場合は、NEDOの事前承認の対象外としておりましたが、「知財マネジメント基本方針」の改訂に伴い、子会社または親会社が日本国外にある場合は事前承認を要することとします。

(対象契約約款) 業務委託契約約款
共同研究契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(知的財産権の帰属)

第31条

1～2 (略)

3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～三 (略)

四 当該知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権(以下「専用実施権等」という。)の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ 乙が株式会社であって、その子会社(会社法第2条第三号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第四号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合(ただし、その子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く。)

(以下略)

8. 過去の改正に伴う不整合の改定

※新規・継続

過去の約款改正において不整合が発生していたため、一部修正いたします。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(存続条項)

第52条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第6条第3項、第14条第9項、第22条第5項、第24条第1項及び第4項及び第29条第3項から第6項まで

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第3条、第19条、第20条第3項から第6項まで及び第8項、第20条の2第

1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第25条、第26条、第27条第1項及び第4項、第28条の4、第31条から第34条まで、第41条、~~第44条~~、第42条から第45条まで、第47条、第49条、第49条の2及び第51条第5号

三～四 （略）

以上